

ALLたまた社労士事務所便り

「改正労働者派遣法」が 成立したらどんな影響が？

◆審議は遅れ気味

現在開会中の通常国会（会期末は6月22日）では、「改正雇用保険法」「改正パート労働法」などが成立しました。

各方面から注目を浴びている「改正労働者派遣法案」については現時点で審議は遅れ気味であり、今国会での成立が危うい状況ですが、成立した場合にはどのような影響が考えられるのでしょうか？

【改正法案の内容】

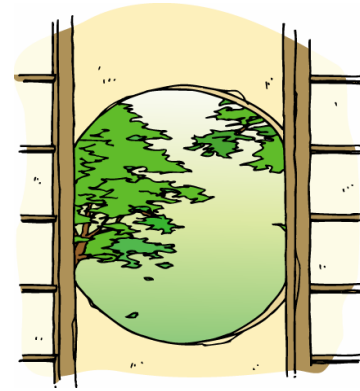
- (1) 特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別の廃止（すべて許可制に）
- (2) 専門26業務の廃止
- (3) 派遣労働者個人単位の期間制限（3年）と派遣先の事業所単位の期間制限（3年、一定の場合に延長可）の創設
- (4) 派遣元事業主に対し派遣労働者へ新たな派遣先を提供すること等の義務付け
- (5) 派遣労働者の均衡待遇の確保・キャリアアップの推進

◆人材会社が受ける影響

株式会社アイ・アム&インターワークスでは、人材会社および派遣労働者を対象に、改正労働者派遣法に関するインターネット調査を実施し、その結果が発表されました。

改正内容のうち最も影響を受けるものについて人材会社の回答は次の通りでした。

- (1) 派遣期間の上限が「1業務あたり3年」から「1人あたり3年」に変更されること（64.5%）
- (2) 専門26業務と自由化業務の区がなくなること（13.6%）
- (3) 雇用期間が終了する派遣社員に次の就業先を紹介



すること（9.1%）

◆派遣社員が受ける影響

同様の質問に対する派遣社員の回答のトップも人材会社と同様でした。

- (1) 派遣期間の上限が「1業務あたり3年」から「1人あたり3年」に変更されること（33.3%）
- (2) 派遣という働き方から抜け出す機会を失ってしまう気がする（28.7%）
- (3) 専門26業務と自由化業務の区がなくなること（14.0%）

◆非正規労働者をどのように活用するか

今回の派遣法改正は、派遣労働者の非正規労働者としての処遇改善と雇用の安定化につながるとの見方もあり、当然に派遣先にも大きな影響を与えます。

自社において派遣労働者を含めた非正規労働者を今後どのように活用していくのかを検討しなければなりません。

「効果的な社内研修」を 実施できていますか？

◆なかなか効果が出ない現実…

従業員的能力アップや成長を図るために、社内研修を行う企業は多くあります。しかし、その効果が上がって

いるかと問われると、疑問符がつくケースも多いところ
です。

「何から手をつけたらよいのかわからない」、「研修に
かけられる予算はあまりない」、「社内に研修を行うこと
ができる人材がない」、「時間をかけた割には成果が現
れない」など、悩むことも少なくありません。

◆研修の成果を上げる取組み

しかし、ちょっとした工夫で、効果的な社内研修を行
うことは十分可能です。

例えば、公益財団法人日本生産性本部では、研修の成
果を上げている会社のポイントとして、次の5点を挙げ
ており、非常に参考になります。

- (1) 目的やゴールを明確にしてプログラム化する
- (2) 研修テーマを絞り参加者にも事前に周知する
- (3) 研修のステータスを上げる(研修を日常業務に優
先する重要なものと位置付ける)
- (4) 研修と実務の結び付きを強める
- (5) 階層間をつなげた教育研修を行う

意識・意欲を高めるために受講者に参加費を自己負担
させたり、より現実の必要性に即した研修とするために
一般社員に研修を企画させたりするといった取組みを行
っている企業もあるようです。

◆継続した取組みが肝要

なかなか効果が出ないと研修にかける意欲も失われ
がちですが、企業の成長には従業員の能力アップや成長
が不可欠であることは間違いありません。

長期的な視点で、継続して取り組み続けることが大切
です。

まずは上記に挙げた5点ができているか、社内研修の
やり方を見直してみるところから始めてみてはいかがでしょうか。

7月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限<7月1日
現在> [年金事務所または健保組合]
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局
または銀行]

- 特例による源泉徴収税額の納付<1月~6月分>
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に
採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に
一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督
署]
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分
の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新> [勞
働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分> [郵便局または
銀行]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現
況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安
定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局また
は銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、4月~6
月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務
所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書
の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場
合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]